

独占禁止法違反行為に関連して執られ得る措置等の性質、措置（請求）主体等

	性質（則る手続）	措置主体（請求主体）	目的
排除措置命令	独占禁止法上の行政処分	公正取引委員会	違反状態の排除
課徴金納付命令	独占禁止法上の行政処分	公正取引委員会	行政上の義務履行確保手段
刑事処罰	刑事的 （刑事訴訟手続）	公取委告発、検察当局起訴	違反行為に対する応報・抑止
差止請求	民事的 （民事訴訟手続）	私人	違反行為の差止
損害賠償請求 （不当利得返還請求）	民事的 （民事訴訟手続）	私人	違反行為による被害等の回復
違約金	契約主体間の合意	契約当事者	契約不履行に係る損害賠償の予定
指名停止	契約当事者としての判断	発注者 （国の行政機関、地方自治体等）	入札・契約における不正行為の排除
監督処分	個別法による行政処分	監督官庁 （国の行政機関、地方自治体）	個別法の趣旨による ^{（注）}

（注）例えば建設業法に基づく監督処分（建設業法28条）について、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」（平成14年3月国土交通省通達）において「建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する国民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする」とされている。